

## 第7章 都市計画マスタープランの推進に向けて

---

# 1 都市計画マスタープランの推進に向けて

Ⅱ部

7章

の都市計画マスタープランの推進に向けて

今後の社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、まちの将来像を市民や事業者等、幅広い関係者と共有し、その実現に向けて緊密な連携を図り、第4章から第6章に示した方針を着実に推進します。

## (1) 分野横断的な課題に取り組むプロジェクトによるまちづくり

まちの将来像を実現するには、個別の施策をそれぞれ実施するだけでなく、複数の分野にまたがるテーマを関係者で共有し、連携しながら様々な施策を横断的、一体的なプロジェクトとして取り組むことが重要です。

本プランでは、第4章に主要なプロジェクトを掲げています。プロジェクト型のまちづくりの推進にあたっては、行政の所管や官民の主体の違いを超え、連携する実施主体を広げていくとともに、都市基盤や都市計画に留まらない様々な分野を横断する複数の施策を複合的に実施します。官民の主体の違いを超えた取組みについては、市民や事業者等が集い、新たなアイデアやイノベーションの創造を促す仕組みを構築します。

## (2) 都市計画マスタープランの見直し

本プランはおおむね 20 年後を見通したまちの将来像を掲げ、中間年の令和 13 年を目標年次としています。改定後 10 年が経過する中間年には、社会経済情勢の変化などが想定されることから改定を行います。改定に際しては本プランの主要なプロジェクトの実施状況を点検、確認します。

ただし、中間年を迎える前であっても社会経済情勢や関係する法律、上位計画などに大きな変化が生じた際や、公共公益施設の更新に支障が出るなど地域生活に大きな影響が生じる場合は、必要に応じて部分的な改定を行います。部分的な改定であっても、自治基本条例やまちづくり条例に定められた市民参加の手続きに則して改定します。

### 《 都市計画マスタープラン見直しのイメージ 》

